

(趣旨)

第1条 この規則は、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(電磁的記録等の公開)

第1条の2 条例第2条第2号の規則で定める方法は、次の各号に掲げる公文書の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。ただし、複写については、容易に行うことができない場合は、この限りでない。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法であって、実施機関が現に使用している専用機器により行うことができるもの

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間90分のものに限る。別表において同じ。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法であって、実施機関が現に使用している専用機器により行うことができるもの

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。別表において同じ。）に複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前2号に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、実施機関がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付

エ 当該電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606、X6281及びX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。別表において同じ。）に複写したものの交付

2 前項（第3号ア及びウを除く。）の規定による公開は、電磁的記録の全部を公開する場合に行うものとする。

(請求書の記載事項及び様式)

第2条 条例第7条第1項第3号に規定する実施機関の定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公開の実施方法

(2) その他必要な事項

2 条例第7条第1項に規定する請求書は、公文書公開請求書（様式第1号）とする。

(公開の請求に対する決定の通知)

第3条 条例第8条第1項の規定による公開の請求に対する決定の通知は、公文書公開請求決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(決定期間延長の通知)

第4条 条例第8条第3項の規定による公開の請求に対する決定を延期する場合の通知は、決定期間延長通知書(様式第3号)により行うものとする。

2 条例第8条第4項の規定による公開の請求に対する決定を延期する場合の通知は、大量請求による決定期間延長通知書(様式第4号)により行うものとする。

(第三者に対する意見照会)

第4条の2 条例第8条の2第1項又は第2項の規定による第三者に対する意見書を提出する機会の付与の通知は、第三者意見照会書(様式第5号)により行うものとする。

2 条例第8条の2第1項又は第2項の規定による意見書の提出は、公文書の公開決定等に関する意見書(様式第6号)により行うものとする。

3 条例第8条の2第3項の規定による第三者に対する公開決定をした旨等の通知は、公開決定を行った旨の反対意見書提出者への通知書(様式第7号)により行うものとする。

(公開の方法等)

第5条 条例第9条の規定による公文書の公開は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 公開の日時及び場所は、市長が指定するところによる。

(2) 市長は、公文書を閲覧させることにより汚損し、又はき損するおそれその他相当の理由があると認めるときは、その写しにより閲覧させることができる。

2 市長は、公文書を閲覧する者が当該公文書を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあるときは、閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(公文書の作成及び送付に要する費用)

第5条の2 条例第10条に規定する写しの交付に要する費用は、別表に定める額とする。

2 前項に規定する写しの作成に要する費用及び写しの送付に要する費用は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める方法により前納しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(1) 写しの作成に要する費用 市長が定める証票で納付する方法その他市長が別に定める方法

(2) 写しの送付に要する費用 郵便切手又は市長が定める証票で納付する方法その他市長が別に定める方法

(答申書の公表)

第5条の3 条例第12条の6の規定による答申書の公表は、告示その他の方法により行うものとする。

(公文書の検索資料)

第6条 条例第13条に規定する公文書の検索に必要な資料は、岐阜市文書取扱規則(昭和49年岐阜市規則第6号)に定める文書分類表及び文書保存表とする。

(実施状況の公表)

第7条 条例第14条第1項に規定する公文書の公開の実施状況の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 毎年6月末日までに前年度分を公表する。

(2) 公表事項は、次に掲げる事項とする。

ア 請求件数

イ 公開、一部公開、非公開及び条例第6条の4の規定により公開請求を拒否した件数

ウ 審査請求の件数

エ 審査請求の処理状況

オ アからエまでに掲げるもののほか、必要な事項

(3) 公表は、告示及び市の広報紙への掲載により行うものとする。

(出資法人等の範囲)

第8条 条例第17条第1項に規定する市長の定めるものは、市の出資する法人で地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第140条の7第1項の規定に該当する法人とする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

(柳津町の編入に伴う経過措置)

2 柳津町の編入の日前に、柳津町情報公開条例施行規則(平成13年柳津町規則第19号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第5条の2関係)

公文書の種類	写しの作成の方法	金額
1 文書及び図画	電子複写機により複写したもの	日本産業規格A列3番 白黒1枚につき 10円
		までの大きさのもの カラー1枚につき 20円
		日本産業規格A列2番 の大きさのもの 白黒1枚につき 40円
		日本産業規格A列1番 の大きさのもの 白黒1枚につき 70円
	日本産業規格A列0番 の大きさのもの 白黒1枚につき 110円	
	業務委託による写しの作成	当該業務委託で定める額
2 録音テープ又は録	録音カセットテープに複写したもの	1本につき 120円

音ディスク		
3 ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複製したもの	1本につき 280円
4 電磁的記録（2の項又は3の項に該当するものを除く。）	プリンタを用いて用紙に出力したもの（日本産業規格A列3番までの大きさのものに限る。）	単色刷り1枚につき 10円
		多色刷り1枚につき 20円
	光ディスクに複製したもの	1枚につき 80円
備考 用紙の両面を使用する場合は、片面を1枚として額を算定する。		

様式第1号(第2条関係)

公文書公開請求書

年 月 日

(あて先)岐阜市長

住所

氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

岐阜市情報公開条例第5条の規定により、公文書の公開を次のとおり請求します。

公開の実施方法	<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 写しの交付
	(電磁的記録)	
知りたい内容	<input type="checkbox"/> 視聴	<input type="checkbox"/> 出力したものの閲覧又は交付
	<input type="checkbox"/> テープ等に複写したものの交付	
	※ できるだけ具体的に記入してください。	
担当部課名		
処理年度		
公文書名		

様式第2号(第3条関係)

公文書公開請求決定通知書	
岐阜市 第 号 年 月 日	
様 岐阜市長	
岐阜市情報公開条例第8条の規定より、次のとおり決定したので通知します。	
請求年月日	年 月 日
公文書名	
決定内容	<input type="checkbox"/> 公開する <input type="checkbox"/> 一部公開する 公開しない部分 <input type="checkbox"/> 公開しない <input type="checkbox"/> 公開を拒否する
非公開又は公開拒否の理由	
上記理由がなくなる日	年 月 日 (この日以後に改めて請求してください。)
公開する日	年 月 日 時 分から 時 分までの間 当日都合が悪い場合は、事前に担当課まで御連絡ください。
公開場所	
担当課	連絡電話 内線

* この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岐阜市長に対して審査請求をすることができます。

* この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に岐阜市を被告として(岐阜市長が被告の代表となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。

* 公文書の公開を受ける際には、この通知書を担当課の職員に提示してください。

様式第3号(第4条関係)

決定期間延長通知書

岐阜市 第 号
年 月 日

様

岐阜市長

あなたから請求がありました公文書の公開について事務処理上14日以内に公開の決定をすることが困難になりましたので、岐阜市情報公開条例第8条第3項の規定により次のとおり決定期間を延長しましたので通知します。

請求書受理 年 月 日	年 月 日
公文書名	
決定期間 満了日	年 月 日
延長する 期 間	
延長後の 決定期間 満了日	年 月 日
延長の理由	
担 当 課	連絡電話 内線

様式第4号(第4条関係)

大量請求による決定期間延長通知書

岐阜市 第 号
年 月 日

様

岐阜市長

あなたから請求がありました公文書の公開について事務処理上そのすべてについて14日以内に公開の決定をすることが困難になりましたので、岐阜市情報公開条例第8条第4項の規定により次のとおり決定期間を延長しましたので通知します。

請求書受理 年 月 日	年 月 日
公文書名	
決定期間 満了日	年 月 日
残りの公文書の公開の 諾否を決定する期間	
決定期間 満了日	年 月 日
延長の理由	
担当課	連絡電話 内線

岐阜市 第 号
年 月 日

様

岐阜市長

第三者意見照会書

あなた（法人等にあつては、貴社等。以下同じ。）に関する情報が含まれている公文書について、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定による公開請求があり、当該公文書について公開決定等を行う際の参考とするため、条例第8条の2（第1項・第2項）の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該公文書を公開することにつき御意見があるときは、同封した「公文書の公開決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

公開請求に係る公文書の名称等	
公開請求の年月日	年 月 日
条例第8条の2第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
公開請求に係る公文書に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先	担当課：岐阜市 住 所：〒 岐阜市 電 話：
意見書の提出期限	年 月 日

公文書の公開決定等に関する意見書

年 月 日

（あて先）岐 阜 市 長

住所又は居所_____

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名_____

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話_____（ ）_____

年 月 日付けで照会のあった公文書の公開について、下記のとおり意見を提出します。

記

公開請求に係る公文書の名称等	
公開に関する御意見	<p><input type="checkbox"/>照会があった情報を公開されることについて支障がない。</p> <p><input type="checkbox"/>照会があった情報を公開されることについて支障がある。</p> <p>（1）支障（不利益）がある部分</p> <p>（2）支障（不利益）の具体的理由</p>

岐阜市 第 号
年 月 日

様

岐阜市長

公開決定を行った旨の反対意見書提出者への通知書

あなた（法人等にあつては、貴社等。以下同じ。）から 年 月 日付けで公文書の公開決定等に関する意見書の提出がありました公文書については、下記のとおり公開決定をしたので、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）第8条の2第3項の規定により通知します。

記

公開請求に係る公文書の名称等	
公開することとしたあなたに関する情報の内容	
公開することとした理由	
公開決定をした日	年 月 日
公開を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岐阜市長に対して審査請求をすることができます。

※ この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に岐阜市を被告として（岐阜市長が被告の代表となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

<担当課>

岐阜市

電話：

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。